

武蔵野市男女平等推進審議会根拠規定

○武蔵野市男女平等の推進に関する条例【抜粋】

平成29年3月22日条例第1号

第3章 男女平等推進審議会

第23条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
- (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情（以下「苦情」という。）の処理の在り方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認められる事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

○武蔵野市男女平等の推進に関する条例施行規則【抜粋】

平成29年6月19日規則第43号

（趣旨）

第1条 この規則は、武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（審議会の組織）

第2条 武蔵野市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）の委員（次条及び第4条において「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 男女平等の推進を目的とする団体が推薦する者
- (3) 男女平等の推進に関する機関の職員
- (4) 公募による市民

（審議会の会長及び副会長）

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密の保護、正当な利益の保護等のため審議会が必要と認めるときは、これを公開しないことができる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。